

## 徳島県監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく職員措置請求に係る監査の結果について、同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年3月12日

徳島県監査委員	川村 廣道
同	稲田 米昭
同	原 孝仁
同	南 恒生
同	大西 章英

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく職員措置請求に係る監査の結果は、次のとおりである。

平成27年3月5日

徳島県監査委員	川村 廣道
同	稲田 米昭
同	原 孝仁
同	南 恒生
同	大西 章英

### 第1 請求の受付

#### 1 請求書の提出

平成27年1月7日に、徳島市の内海博行から提出された職員措置請求書は、同日受け付けた。本請求は、所要の法定要件を具備していると認め、平成27年1月28日にこれを受理した。

#### 2 請求の要旨

##### (1) 請求の要旨

###### ア 事実関係

徳島県は、請求者が、平成26年12月18日に提出した公文書の公開について、決定期間延期通知書を請求者に郵送した。

郵送された郵便料金は金82円であった。

## イ 郵送された郵便料金が不当である理由

請求者がした情報公開の公文書の内容は、直近年度である平成26年3月9日に支出された、J1ホーム開催に於いて開幕記念演奏会で徳島記念オーケストラ（東京交響楽団）に支払った費用で、事務上の困難その他正当な理由がある事案とは到底考えられず、徳島県情報公開条例第13条の15日以内どころか数日で容易に公開できうる内容である。

徳島県情報公開条例は、平成13年3月27日に改定され、当時より数段デジタルコンピューター化され、請求者がした公文書の公開は、数日で可能なはずである。

徳島県は、徳島県情報公開条例第13条の15日以内を遵守して、公文書公開決定通知を請求日より起算して15日目に決定通知している。

本請求は、決定期間中に年末年始休暇が含まれているとしても、請求日が平成26年12月18日であるので、休暇開始の同年同月26日まで9日間もあったので、本来なら容易に公文書公開決定が出来うるもので、わざわざ決定期間延長通知書を請求者に郵送する必要はないものである。

請求の公開を迅速にすれば、決定期間延期通知書を作成する事務手続きも省略できるものである。

徳島県職員は、許認可等の事務手続きにおいて、何かといえば本県は職員数が少なく、忙しいと抗弁を言うが、一例として、岐阜県は人口総数約208万人で、一般行政職員数は4,004人で、徳島県は、人口総数約78万人で、一般行政職員数は3,168人である。

徳島県は、他県と比較しても、一般行政職員数は多く、過剰で、如何に職務を全うしていないかと言える。

徳島県職員がいかに怠慢であるかその一例として、請求者が許認可申請において、兵庫県等他県に提出した同一内容の申請において、徳島県はその許認可に3週間要したが、他県は30分程度で許認可が下りた。

これは何も特別な例でなく、徳島県は、ほぼ全ての許認可が他県の数倍時間を要する。

徳島県は、徳島より国に提言と宣う前に、他県の事務処理、県民への対応を学ぶべきで、国に提言などする資格はないもので、徳島県の提言を参考にすれば、国は滅びる。

徳島県は、株式会社ヴォルティスや各種団体に職員が出向しているが、これこそ徳島県職員が過剰である証左である。

徳島県職員が過剰であるから、責任の所在が分からず、職務怠慢になっている。

## ウ 受けた損害

容易に公文書公開が出来うるのに、職務怠慢のため決定期間延期通知書を請求者に郵送したことは、徳島県は金82円の損害を蒙った。

## エ 求める措置

飯泉ヨシカド知事は、緊縮財政と承知していながら、ムダな郵送料を支払い、その結果、徳島県が損害を蒙ったのであるから、知事に返還を求める。

(以上、原文のまま記載した。ただし、項目番号の付け替え等を行った。なお、事実証明書に関する記載は省略した。)

## 第2 監査の実施

### 1 証拠の提出及び陳述

監査請求人に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第6項の規定に基づき、平成27年2月20日に証拠の提出及び陳述の機会を与えると定め、平成27年1月28日に通知したが、平成27年1月30日付けで監査請求人より陳述会を欠席する旨の通知があり、また、新たな証拠書類も提出されなかった

### 2 監査対象機関に対する監査の実施

徳島県県民環境部文化スポーツ立県局とくしま文化振興課（以下「とくしま文化振興課」という。）を監査対象機関と定め、当該機関から監査調書の提出を求め、平成27年2月20日に監査を行った。

## 第3 監査の結果

本件請求における監査請求人の主張については、そのいずれにも理由がないものと判断し、棄却する。

## 第4 決定の理由

### 1 事実の確認

とくしま文化振興課の関係職員からの聴取及び関係書類に基づいて把握した事実関係は、おおむね次のとおりである。

## ( 1 ) 徳島県の情報公開制度について

徳島県では、地方自治の本旨に即した県政を推進する上で、県政に関する県民の知る権利を尊重し、県政の諸活動を県民に説明する県の責務が全うされるようにすることが重要であることにかんがみ、公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、県政に対する県民の理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政の推進に資することを目的として、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「情報公開条例」という。）を制定し、制度を運用している。

## ( 2 ) 情報公開条例について

### ア 公開請求の方法

公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）をしようとする者（以下「公開請求者」という。）は、知事、議会、教育委員会等の実施機関に対して、氏名及び住所、公開請求をしようとする公文書の件名その他の当該公文書を特定するために必要な事項等を記載した公文書公開請求書（以下「公開請求書」という。）を提出しなければならないと定めている。（情報公開条例第6条第1項）  
公開請求書は、公開請求者の電話番号も記載する様式となっている。

なお、「公文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人及び公社にあっては、役員を含む。以下この項において同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

### イ 公文書の公開義務

実施機関は、公開請求があった場合には、公開請求に係る公文書に個人に関する情報等の非公開情報が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならないと定めている。（情報公開条例第8条第1項）

### ウ 公開請求に対する決定等

実施機関は、公開請求に係る公文書を公開するときは、その旨の決定（以下「公開決定等」という。）をし、公開請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならないと定めている。（情報公開条例第12条第1項）

## エ 公開決定等の期限

公開決定等は，公開請求があった日から起算して15日以内にしなければならないと定めている。（情報公開条例第13条第1項）

この規定にかかわらず，実施機関は，「事務処理上の困難その他正当な理由があるとき」は，公開決定の期間を45日以内に限り延長することができるが，この場合において，実施機関は，公開請求者に対し，遅滞なく，延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならないと定めている。（情報公開条例第13条第2項）

### （3）本件情報公開事務について

#### ア 本件公開請求書の事務担当課と公文書の件名

平成26年12月18日，徳島県の情報公開の総合窓口である経営戦略部総務課（以下「総務課」という。）に提出された本件公開請求書の事務担当課は，とくしま文化振興課である。

公開請求書における，請求する公文書の件名欄には「平成26年3月9日，J1ホーム開幕に於いて開幕記念演奏会で徳島記念オーケストラ（東京交響楽団）に支払った費用」と記載されていた。

#### イ 決定期間の延長の事務

とくしま文化振興課は，上記費用の支払いに係る事務処理を直接行っていないことから，保有する文書の中から請求内容に関連した書類がないか文書を特定した上で，公開するための検討作業が必要であると考えた。

そのため，とくしま文化振興課では，公開決定に当たって，本件公開請求者に直接連絡を取った上で請求内容の確認をする必要があると判断し，公開請求書記載の携帯電話番号に幾度となく連絡を試みたものの，そもそも当該電話番号が本件公開請求者の誤記載であったため電話が繋がらなかった。

そこで，年末年始，祝日等が重なり執務ができないときが，情報公開条例第13条第2項に定める「事務処理上の困難その他正当な理由があるとき」に該当する旨，「徳島県情報公開条例の解釈運用基準」に明記されていることから，公開決定の期間延長が可能であることを総務課に確認の上，公開決定の期間を本来の平成27年1月1日（公開決定の期間の末日が県の休日に当たるときは，民法（明治29年法律第89号）第142条の規定が適用され，その翌日が期間の満了日とされるため，本件公開決定の期間は，平成27年1月5日となる。）から平成27年1月9日まで延長することとして，平成26年12月26日付けで決定期間延長通知書（以下「延長通知書」という。）を，本件公開請求者に郵送した。

なお、本件公開請求者の正しい携帯電話番号が判明し、連絡がとれたのは、延長通知書発送後であった。

(4) 徳島ヴォルティスJ1ホーム開幕戦記念演奏会について

徳島ヴォルティスJ1ホーム開幕戦記念演奏会は、「音楽文化が息づくまちづくり事業」の一つとして、文化立県とくしま推進会議（「文化立県とくしま」を推進していくための事業を効果的、効率的に実施するため、文化団体代表や学識経験者等で構成する組織）からの負担金や徳島県（とくしま文化振興課）からの委託金等により、公益財団法人徳島県文化振興財団（以下「文化振興財団」という。）が平成26年3月9日に開催したものである。

文化振興財団は、民間のイベント企画会社を通じ当該演奏会を実施しており、事業費は、事業主体である文化振興財団と事業受託者である当該イベント企画会社との間で精算がなされている。

2 判断

(1) 監査請求人の主張について

措置請求書に記載されている監査請求人の主張を整理すると、次のとおりとなる。

ア 公開請求した公文書の内容は、平成26年3月9日に支出された、J1ホーム開催において開幕記念演奏会で徳島記念オーケストラ（東京交響楽団）に支払った費用であり、事務上の困難その他正当な理由がある事案とは到底考えられず、情報公開条例第13条第1項に規定の15日以内どころか数日で容易に公開できうる内容であり、わざわざ延長通知書を郵送する必要はないものである。

イ 容易に公文書公開が出来うるのに、職務怠慢のため延長通知書を本件公開請求者に郵送したことにより、無駄な郵送料を支払い、その結果、徳島県が82円の損害を被ったのであるから、知事に返還を求める。

(2) 本件公開決定の期間延長の妥当性について

監査請求人が主張する上記事項について、本件事実関係をもとに理由があるか検討する。

本件公開請求内容は、「平成26年3月9日、J1ホーム開幕に於いて開幕記念演奏会で徳島記念オーケストラ（東京交響楽団）に支払った費用」とされていた。

当該演奏会は、文化振興財団の事業として実施されたものであり、支払等の一連の事務処理も文化振興財団が行ったことから、本件公開請求者が要求する「徳島記

念オーケストラに支払った費用」に係る公文書を，とくしま文化振興課は作成，取得していなかった。

このような状況ではあったが，とくしま文化振興課では，公開請求に積極的に応じるため，本件公開請求者と連絡を取り，請求内容を確認した上で，とくしま文化振興課が保有する書類の中から関連する文書を特定しようと，平成26年12月24日から26日までの3日間幾度となく本件公開請求者に電話をかけていたものの，そもそも公開請求書記載の電話番号が誤記載であったため，連絡が取れなかったものである。

さらに，公開請求書が提出された平成26年12月18日から，延長通知書を発送した平成26年12月26日までの間は，土曜日，日曜日及び祝日が含まれていることに加え，年末年始を控えた時期であったこと，本件公開請求者と連絡を取ることに伴う文書特定作業が必要不可欠であると考えていたことなどを考慮すると，決定期間を延長したことは，情報公開条例第13条第2項に規定する，「事務処理上の困難その他正当な理由があるとき」に該当するもので，その判断は妥当なものであったと考える。

## 第5 結論

以上のとおり，延長通知書の郵送料82円の支出については，違法・不当な事実は認められないことから，県に返還するまでの理由はないと解するのが相当である。

よって，本件措置請求における監査請求人の主張には，理由がないものと判断する。